

独立行政法人 水資源機構 分任契約職
渡良瀬川ダム総合管理所長 一ノ瀬 泰彦
(公印省略)

見 積 依 頼 書

- 1 件 名 樹木害虫駆除業務(オープンカウンタ方式)
- 2 納 入 場 所 独立行政法人水資源機構渡良瀬川ダム総合管理所思川開発建設所
- 3 履 行 期 間 契約締結の翌日から30日間
- 4 内 容 等 別添、仕様書等のとおり

上記について、下記により見積合わせを行いますので入札心得書等を熟覧のうえ提出して下さい。

記

- 1 現 場 説 明 実施しません。
- 2 参 加 資 格 当機構における、一般競争(指名競争)参加資格業者である必要はありません。
- 3 見 積 書 等
 - 1)様 式 等 見積書の様式は任意としますが、見積書には見積年月日並びに見積者の住所及び氏名(法人の場合は、法人名及びその代表者名)を記載し、代表者の印章を押印されたものに限りです。ただし、押印は「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を明記することで省略することができます。
 - 2)提出方法 FAX又は電子メールによる。(※FAX番号又はメールアドレスは、4)に記載された番号) なお、FAX又は電子メールに抛りがたい場合は、持参又は郵送(一般書留、簡易書留、その他配達記録が残る方法に限る。)による。
 - 3)提出期限 令和7年8月7日 16:00 まで
 - 4)提 出 先 独立行政法人水資源機構 渡良瀬川ダム総合管理所
FAX 0277-97-3300 (メールアドレス)nyukei_watarase@water.go.jp
 - 5)見積回数 2回を限度とする。
なお、当初の見積徴取において予定価格の制限に達した価格の見積書がない場合の再度の見積書の提出については、改めて連絡するものとし、再度の見積書提出の期限は令和7年8月8日16:00までとします。
 - 6)そ の 他 ①見積価格は、見積者が消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載してください。
②見積書を送信した後は、見積書の引き換え若しくは変更又は見積の取消しはできません。また、見積者は見積り誤り、見積書の書き誤り等を理由に見積りの無効を主張することはできません。
- 4 見 積 結 果 見積結果については、**契約の相手方として決定した者のみに、原則として提出期限の翌日(翌日が休日となる場合には休日でない直後の日)までに通知**します。
- 5 そ の 他
 - 1)契約金額は、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とします。
 - 2)請負代金の支払いについては、履行確認後の一括支払となります。
 - 3)最低金額を提出した見積者が複数ある場合は、「くじ」により契約の相手方を決定します。
くじの方法は、別添「くじの方法」とおりとします。

樹木害虫駆除業務

仕様書

令和7年7月

独立行政法人水資源機構
渡良瀬川ダム総合管理所

第1節 適用

この仕様書は、樹木害虫駆除業務（以下「本業務」という。）に適用する。

第2節 業務の概要

2-1 契約期間

契約締結の翌日から30日間

2-2 履行場所

栃木県鹿沼市口栗野839-2

独立行政法人水資源機構渡良瀬川ダム総合管理所思川開発建設所

2-3 業務内容

本件は、渡良瀬川ダム総合管理所思川開発建設所敷地内の樹木（松）について、害虫駆除作業を行うものである。対象となる樹木の現況は別紙のとおり。

2-4 業務数量

名称	内容	数量	単位
樹木害虫駆除	薬剤散布等	1	式

第3節 遵守事項

発注者及び受注者は、関係法令等を遵守するものとする。

第4節 作業中における 安全確保

作業に当たっては安全に留意して現場管理を行い、災害及び事故の防止に努めること。また、電線等の付近での作業については、十分な安全確認を行なうとともに、安全距離を保ちながら接触事故や切断の事故防止に努めること。

第5節 成果品の提出

受注者は、本業務の実施にあたり、次の成果品及びその他関係書類を提出するものとする。

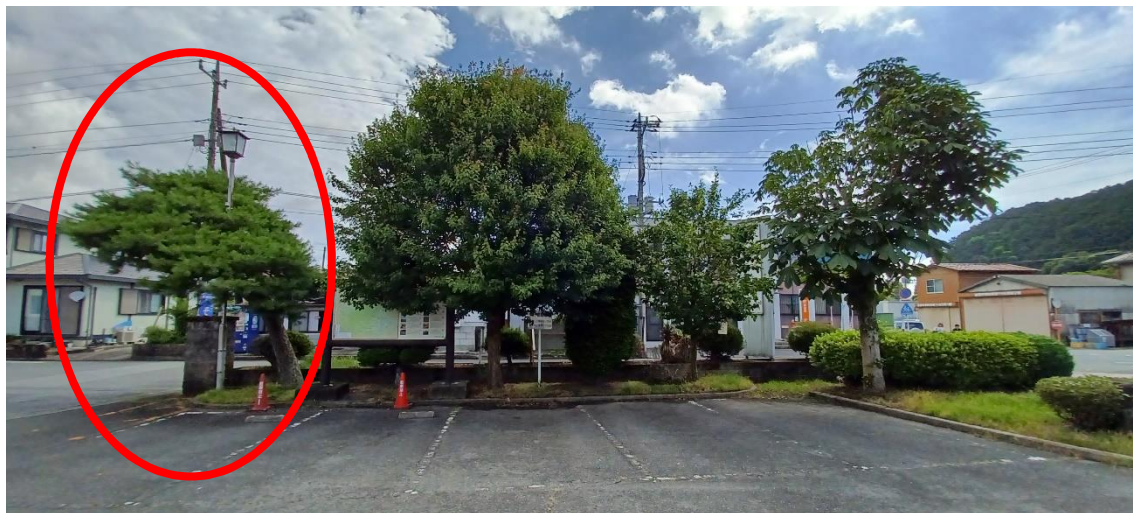
（1）作業報告書

施工前、施工中、施工後の写真を添付すること。

第6節 疑義等

本仕様書に定めのない事項又は疑義等が生じた場合は、速やかに担当職員と協議を行い、その指示によるものとする。

別紙



対象樹木



樹木近景

様式第 2 号

令和 年 月 日

独立行政法人水資源機構分任契約職
渡良瀬川ダム総合管理所長 一ノ瀬 泰彦 殿

住 所
会 社 名
代表者氏名

見積依頼書等の交付受領書

令和 7 年 7 月 2 8 日に交付された樹木害虫駆除業務の見積依頼書等を受領しました。

＜連絡先＞

担当部署名：

担 当 者：

電 話 番 号：

F A X 番 号：

メールアドレス：

最低金額を提出した見積者が複数ある場合は「くじ」により契約の相手方を決定します。
くじ用数値として 3 ケタの数字をご記入ください。

--	--	--

くじの方法

今回の見積徴取に際して、最低金額を提出した見積者(以下「同価格者」という。)が複数あった場合、以下の方法により、契約の相手方を決定します。

1. くじの方法について

同価格者の「くじ用数値」の合計を同価格者数で除算し、余りの数値と「くじ用順位」が一致する者を、契約の相手方とします。

2. くじ用数値について

1)「くじ用数値」とは、見積書を提出される方が、任意に決定していただく「0:ゼロ」から「999」の3桁の整数とします。なお、数値の記載等がない場合は「0:ゼロ」として取り扱わせていただきます。

2)「くじ用数値」の機構へ対しての通知方法は、機構から送信(FAX)した見積依頼書の受信確認を機構に対して返信(FAX)する際に記載してください。この場合、機構から特に受信確認に用いる様式の指定がない場合は、通信欄などに下記のように記載してください。

記載例)

くじ用数値

1	2	3
---	---	---

※数字は、明確に記載してください。

3. くじ用順位について

「くじ用順位」とは、同価格者が機構に対して見積書を送信(FAX)していただいた順に、「0:ゼロ」から順に付番させていただく番号となります。

- 例) ・同価格者が2者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」
 ・同価格者が3者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」、「2」

4. 具体的な決定方法について

例) ・同価格者が2者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値
〇〇工務店	¥500,000-		123
□□工業	¥600,000-		999
△△組	¥500,000-	1	4

$123+4=127$
 $127 \div 2 \text{ 者} = 63 \text{ 余り } 1$
 ・余り「1」とくじ用順位「1」が合致する、△△組が契約の相手方となる。

例) ・同価格者が3者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値
〇〇工務店	¥500,000-		123
□□工業	¥600,000-		999
△△組	¥500,000-	1	4
◎◎工業	¥500,000-	2	1

$123+4+1=128$
 $128 \div 3 \text{ 者} = 42 \text{ 余り } 2$
 ・余り「2」とくじ用順位「2」が合致する、◎◎工業が契約の相手方となる。